### • 生命保険信託でかかる費用

生命保険信託をご契約いただくにあたり、次の信託報酬およびその消費税相当額が必要となります。 これらの費用は、プルデンシャル信託が委託者または信託財産から収受します。

#### 信託契約締結時

契約の引受審査や契約書作成の対価として、委託者より、信託契約1件当たり、 5.500円(税込)の契約事務手数料をいただきます。

※契約が不成立となった場合は、契約事務手数料はかかりません。

#### 契約内容変更時

内容変更の際の手数料はかかりません。

#### 解約時

信託契約解約の際の手数料はかかりません。 ※契約事務手数料は返還いたしません。

#### 金銭信託の開始時 (=死亡時)

保険金請求、信託設定事務の対価として、以下の金額を信託財産から収受します。

【分割交付の場合】受領保険金総額(\*\*1、\*2)の2.2%(税込)を、保険金受領時報酬として 信託財産から差し引きます。

- ※1:家族収入保険等の家族年金が信託財産に設定されている場合は、 金銭信託開始時点での家族年金の年金現価を受領保険金総額とみ なします。
- ※2:受領保険金額総額には、定例交付において設定された一時金も含まれております。

【一括交付の場合】信託契約1件当たり、一律**110,000**円(税込)を、事務手数料として信託財産から差し引きます。

# 金銭信託開始後~信託終了まで

受益者に対する信託財産の定例交付開始以降、毎年3月末日時点(\*\*3)で信託財産の残高がある場合、信託財産の管理、信託財産の交付、取引報告書類等の作成事務、受益者の移行手続きの対価として、信託契約1件当たり、年間**22,000円(税込)**を管理報酬として残高から差し引きます。なお、プルデンシャル信託は管理型信託会社であり、資産運用を行わないため運用費用はかかりません。

※3:3月末日時点で信託財産が22,000円(税込)を下回る場合は、信託財産全額を管理報酬 として差し引きます。3月末日より前に信託契約が終了した場合は、管理報酬はいただ きません。

# プルデンシャル信託株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー https://www.pru-trust.co.jp

●電話でのお問い合わせ(国内通話料無料)

0120-93-5524 ※携帯電話からもご利用になれます [受付時間]9:30~12:00/13:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

●メールでのお問い合わせ incuriou@party trust

inquiry@pru-trust.co.jp

ptjs-2024-01-022 使用開始日: 2024年9月7日 2024年9月現在 0360067





プルデンシャル信託株式会社

信託契約代理店(信託契約代理業務の種類:媒介)

プルデンシャル生命保険株式会社

# 夫婦のみ 世帯

配偶者の次は自分の両親に保険金を使ってほしい



お一人で お子様を育てている

幼い子供に多額の保険金を 残すのは不安…



夫婦同時死亡

が心配

子供を残して私たち

高齢の親が 受取人になっている

両親が高齢なので 認知症などが心配…



こんなご不安や
ご心配はありませんか?
そのお悩み、
生命保険信託で
解決できるかも

しれません!

受取人の財産管理 能力に不安がある

受取人が保険金を浪費してしまわないか心配…





お子様に 障がいがある

障がいのある子供に多額の 保険金を残すのは不安… 親権を持っていないお子様がいる

離婚し、親権を持っていない子供に安全にお金を残したい





# 「プルデンシャル信託」って どんな会社?…

私たちは、 生命保険業界<mark>初</mark>の 信託子会社です

プルデンシャル信託は、世界40カ国以上で様々な金融サービスをご提供 している世界最大級の金融サービス機関プルデンシャル・ファイナンシャル の一員であり、プルデンシャル生命の100%子会社です。

# •-生命保険信託の2つの特徴

### 保険金に安心マークを

- ●大切な人に分割してお金をお支払いできる
- ●指定した年齢からお支払いを開始する
- ●受取人の年齢に応じて支払額を変えられる

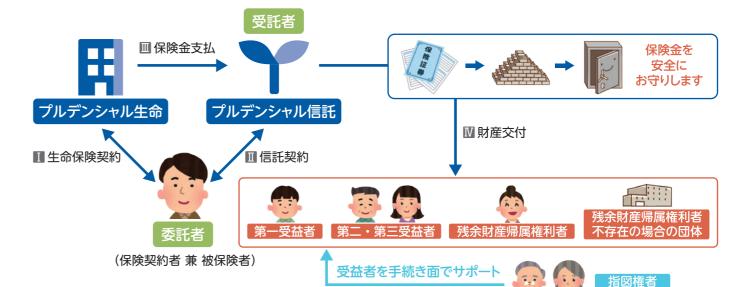
受取人が未成年・高齢者・知的障がい者など、お1人では財産管理が困難な場合に備える仕組み

### 未永く想いを繋げる

- ●受益者は第一から第三まで設定可能
- ●相続とは違う流れで保険金を残す
- ●公益団体へ寄付することもできます

受取人に万一の事があった時に備えて、保険金を 渡したい人・渡したい順番を指定しておける仕組み

## •-生命保険信託の仕組み



### ●∵登場人物

委託者

自己の保険金を預ける人 (保険の契約者 兼 被保険者)

受託者

保険金を託され預かる人 (プルデンシャル信託)

**₩** ₩+±

一番目に信託財産を受取る方

₩**-**₩₩₩

二番目に信託財産を受取る方

第三受益者

三番目に信託財産を受取る方

残狀財産 帰属権利都 全受益者の死亡/交付期間終了後の 信託財産の残りを一括で受取る方

残余財産帰属権利者不存在の場合の団体

残余財産帰属権利者の死亡後の 信託財産の残りを一括で受取る方

指図権者

受益者を手続き面でサポートいただく方

# ·手続きの流れ·······

I プルデンシャル生命と生命保険契約を締結

▼ プルデンシャル信託 (当社)と信託契約を締結

Ⅲ プルデンシャル生命から当社へ保険金支払

Ⅳ 当社から受益者へ財産を交付

定例交付

信託契約の内容に沿ってお支払いする方法 (一括・毎年・毎月から選択可能)

【開始時期】

①保険金支払い直後 ②○年○月以降

【終了時期】

①期限なし ②指定する期限まで

※①は信託財産が無くなる、または受益者が 亡くなるまで

随時交付

突発的な支出が発生した時に請求いただく方法